

## 国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

**平成24年10月から3年間に限り  
納付可能期間が10年に延長されています**

### 後納制度について

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年の10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます（後納制度）といいます）されていきます。

過去10年以内の保険料を納めていたらしくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができます。

**A2** お申込みいただいた年度から起算して3年度目以降に保険料をお支払いいただく場合、当時の金額に「加算額」を加えた保険料を納付することになります。（例）平成25年度にお申込みの場合、平成22年度分以前の保険料に加算が付きます。

**後納保険料のお申込みについて**  
後納保険料を納付するためには、事前にお申し込みをいただき審査させていただきます。ただし、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しく述べ、「国民年金保険料専用ダイヤル」へお問い合わせください。  
◎追納のお申込みは、市役所国民年金係または、「ザ年金事務所」（0933-3437）へご相談ください。

**Q1** 10年前の保険料が払えるの？  
**A1** 国民年金に加入していた期間で、納付済・免除期間を除き時効となつた10年以内の期間の納付ができるようになっています。

したがって、平成25年8月時点では、

をお受取りになつてゐる方（繰上請求含む。）はご利用いただけません。

※65歳以上で年金受給権のない方は一部対象になります。

### 後納制度をご利用いただける方

平成15年8月分以降の納められなかつた保険料を納めることができます。

なお、時効になつていない2年以内の期間について、保険料の滞納がある場合には、併せて納付していただきますようお願いします。

**Q2** 当時の保険料額のまま支払えるの？

**Q3** 現在、老齢基礎年金を受給中であるが、年金額を増額したいので10年遡って保険料を納付できるの？

### 免除期間をお持ちの方へ

#### 「追納」をおすすめします

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間は、後納制度をご利用いただけません。

納付を希望する場合は、10年内の免除期間を納付できる「追納制度」をご利用ください。

**①20歳以上60歳未満の方**  
10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間をお持ちの方

**②60歳以上65歳未満の方**  
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方

**③65歳以上の方**  
年金受給資格がなく任意加入中の方など

このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付することができます（追納）ができるようになつています。

将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納をおすすめします。

※免除等の承認を受けた3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加算額がつきますので、早めの追納をおすすめします。

詳しく述べ、「国民年金保険料専用ダイヤル」へお問い合わせください。

お問い合わせ  
『国民年金保険料専用ダイヤル』  
0570-011-050